

Eメール配信 (Monday, 5 October 2020 9:12 AM)

JCCI 会員各位

新型コロナウイルスに関する情報を下記、ご案内いたします。

①日本・シンガポール間におけるレジデンストラックについて

9月30日、日本・シンガポール間のレジデンストラックの概要について、発表がございました。

レジデンストラックとは：

本件措置により例外的に相手国又は本邦への入国が認められるものの、相手国又は本邦入国後の14日間の自宅待機は維持されるスキームです。主に駐在員の派遣・交代等、長期滞在者用です。

詳細は、下記よりご確認下さい。

日本外務省（国際的な人の往来再開に向けた段階的措置（本邦入国／帰国の際に必要な手続・書類等について）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page25_002003.html#ct02

※日本からシンガポールへの長期滞在者等の渡航については、レジデンストラックによって取扱いが変わるものではなく、

従来同様に MOM Entry Approval からご申請を頂く必要がございます

②レジデンストラックの運用が開始されている国・地域以外からの日本への新規入国について

日本国政府は、10月1日から、ビジネス上必要な人材等に加え、順次、「留学」、「家族滞在」等のその他の在留資格も対象とし、原則として全ての国・地域からの新規入国を許可することを決定しております。

詳細は、下記よりご確認下さい。

日本外務省（国際的な人の往来再開に向けた段階的措置（本邦入国／帰国の際に必要な手続・書類等について）

：入国拒否対象地域に指定されている国・地域（感染症危険情報レベル3

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page25_002003.html

：入国拒否対象地域に指定されていない国・地域（感染症危険情報レベル2）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page25_002004.html

③日本経済産業省ウェブサイト内の、ビジネス上必要な人材等の出入国に関する情報のアップデートについて

経済産業省ウェブサイト内にて、ビジネストラック、レジデンストラックに関する情報がアップデートされております。

利用をご検討されていらっしゃる方には、参考になるかと思っておりますので、ぜひご参照下さい。

経済産業省（国際的な人の往来再開の段階的措置が決定されました）

<https://www.meti.go.jp/covid-19/ourai.html>

以上

<本件担当>JCCI 事務局（担当：清水） E-mail: info@jcci.org.sg